

平成30年度鮭川村地域おこし協力隊募集要項

鮭川村は、山形県の北部に位置し、東西20km、南北12kmにわたる総面積122.14km²の農山村です。

奥羽山脈と連なる出羽丘陵によって囲まれた盆地の中央を「鮭川」という川が流れ、秋には鮭が遡上してきます。鮭川とその支流に沿って農用地、住居地がひらけており、四季折々の豊かな自然に恵まれた村です。

人口4,500人余りの過疎の村ですが、「小杉の大杉」などの素晴らしい自然と「鮭川歌舞伎」などの伝統文化や特産の「きのこ」などの食を、鮭川村の地域資源とし「人と自然と文化が輝くむら」づくりを行っております。

こんな山里で、新たな視点・発想により鮭川村の素晴らしい自然・文化・人材を再発見し、地域力の維持・強化を支援して頂ける「地域おこし協力隊」を募集します。

1 募集人員 4名

2 活動の種類

鮭川村に移住し、次のような活動を行います。具体的な内容は役場や地域と相談しながら決定します。

- (1) 鮭の伝統漁法「ウライ漁」の保存をはじめとした水産資源の保全利用活動。
- (2) 鮭川ならではの自然・伝統文化を組み合わせた新しい観光・交流の企画運営活動。
- (3) 鮭川村の食材を使った新商品・新メニューの創作活動。
- (4) その他鮭川村の地域力の維持・強化に必要な活動。

3 募集対象（募集条件）

- (1) 年齢 平成30年4月1日現在で20歳以上の方。
- (2) 住所 現在、三大都市圏又は都市地域等に居住している方、もしくは本村以外で地域おこし協力隊員であった方（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を移動させた方で、委嘱後鮭川村内に、生活拠点を移し住民票を移動できる方。

※「三大都市圏又は都市地域等」とは

- ・「条件不利地域（過疎、山村、離島、半島等の指定地域）」の無い市町村
- ・「一部条件不利地域」の市町村のうち、条件不利区域以外の区域
（詳しくはお問い合わせください。）

- (3) パソコン操作のできる方。
- (4) 普通自動車運転免許を取得している方。
- (5) 集落になじむ意思があり、住民とともに地域活性化に取り組み、鮭川村を元気にする意欲のある方。
- (6) 地域の活動やイベントにも参加できる方。
- (7) その他 家族での居住も可能です。
- (8) 「2活動の種類」(1)と(3)については水産業や農業等に精通、もしくは興味のある方。

4 勤務地

鮭川村内

5 勤務時間

週5日 8時30分～17時15分（40時間程度）

＊始業終業時間については、勤務内容にて変動。

6 雇用期間等

○雇用期間は、着任から最長3年とします。勤務実態等を精査の上、1年毎に契約を更新します。

○鮭川村地域おこし協力隊として鮭川村長が委嘱します。

7 処遇・福利厚生等

①報酬月額 月額160,000円

(※ただし、「2活動の種類」に係る専門知識を有する方について優遇措置あり)

②住居 村で用意し費用も負担します。(光熱水費は自己負担)

③車両・パソコン 村より貸与します。

④社会保険等 厚生年金及び社会保険に加入します。

⑤年次有給休暇 村の臨時職員の休暇に準じます。

⑥活動経費 協議の上必要に応じ予算の範囲内で村が負担します。

8 応募手続

①応募手続期限

定員に達し次第募集を締め切ります。 ※応募いただいた方から随時審査を実施します。

②提出書類

応募用紙に記入のうえ、下記書類を添付して鮭川村役場むらづくり推進課に郵送又は持参してください。(応募用紙は、鮭川村ホームページに掲載しています。)

③添付書類

1) 履歴書(顔写真を添付すること)

2) 免許証・専門的知識を有する方についてはその資格証明書(写)

9 選考の流れ

①審査方法 ※応募いただいた方から随時審査を実施します

第1次選考 書類審査

第2次選考 面接審査

②結果のお知らせ

第1次選考 書類審査 募集期間終了後概ね1週間程度で合否の通知を差し上げます。

第2次選考 面接審査 面接審査終了後概ね1週間程度で合否の通知を差し上げます。

10 問い合わせ先

〒999-5292 山形県鮭川村大字佐渡2003-7 鮭川村役場むらづくり推進課

Tell: 0233-55-2111 E-mail: suisin@vill.sakegawa.yamagata.jp